

第1回厚真町議会定例会説明資料

令和7年3月4日

目次

厚真町表彰条例の一部改正について	2頁
厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3頁～8頁
厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	9頁
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	10頁～11頁
厚真町外国青年英語指導助手の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について	12頁
厚真町国民健康保険条例の一部改正について	13頁～24頁
厚真町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	25頁
財産の取得について	26頁～32頁
財産の取得について	33頁～35頁
専決処分（町道軽舞豊丘線官光橋架替工事（下部工）請負契約の変更）の報告について	36頁
専決処分（令和6年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事請負契約の変更）の報告について	37頁
専決処分（町道表町バイパス線道路改良舗装工事請負契約の変更）の報告について	38頁
令和6年度厚真町一般会計補正予算（第18号）について	39頁～47頁

厚真町表彰条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(栄誉賞等の授与)</p> <p>第4条 町長は、広く町民に敬愛され、希望と活力を与えていると認めた個人又は団体に対しては、その功績をたたえて、次の賞を授与する。</p> <p>(1) 栄誉賞 文化、スポーツ等の分野において、輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(表彰の期日)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定に関わらず、<u>第4条の栄誉賞等の授与及び金員の寄附による善行賞の授与</u>は、随時行うことができるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(栄誉賞等の授与)</p> <p>第4条 町長は、広く町民に敬愛され、希望と活力を与えていると認めた個人又は団体に対しては、その功績をたたえて、次の賞を授与する。</p> <p>(1) 栄誉章 文化、スポーツ等の分野において、輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(表彰の期日)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定に関わらず、<u>金員の寄附による善行賞の授与</u>は、随時行うことができるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p>

◆厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

今般の改正は主に、令和6年8月8日の人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応するものであり、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充と仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備が目的である。

2 改正の内容

- (1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大
時間外労働の制限が、現行の子どもが「3歳になるまで」から「小学校就学前」の子どもをもつ職員へと拡大
- (2) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備
介護と仕事の両立支援制度の利用を職員が申し出やすいよう、以下のいずれかの措置の実施を行う。
 - ①研修の実施
 - ②相談体制の整備（相談窓口設置）
 - ③休業や制度の利用について、事例の収集・提供
 - ④休業や制度の利用促進に関する方針の周知
- (3) 介護に直面した職員への両立支援制度の個別周知・意向確認

3 施行時期

令和7年4月1日より

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養</p>

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p>

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>5 (略)</p> <p>第8条の2～第14条 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第15条の2～第17条 (略)</p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に</p>	<p>5 (略)</p> <p>第8条の2～第14条 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第15条の2～第17条 (略)</p>

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p>	

厚真町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>第18条・第19条 (略)</p>	<p>第18条・第19条 (略)</p>

厚真町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で)行うものとする。</p> <p>第21条～第24条 (略)</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で)行うものとする。</p> <p>第21条～第24条 (略)</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
新旧対照表

改正後	改正前
<p>本 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p>	<p>本 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 18 条第 3 項の規定を適用する。</u></p> <p><u>6 新給与条例第 18 条の 5 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」</u></p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
新旧対照表

改正後	改正前
	<p><u>という。）」と、同項第 2 号中「定年 前再任用短時間勤務職員」とあるの は「定年前再任用短時間勤務職員及 び暫定再任用職員」とする。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>(厚真町職員の寒冷地手当に関する条 例の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>第 6 条 第 8 条の規定による改正後の 厚真町職員の寒冷地手当に関する条 例の規定は、暫定再任用職員には適 用しない。</u></p>

厚真町外国青年英語指導助手の報酬及び費用弁償支給条例 新旧対照表

改正後			改正前		
本 則 (略)			本 則 (略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
任用		報酬額	任用		報酬額
1年目		<u>335,000円</u>	1年目		<u>280,000円</u>
再度の任用	2年目	<u>345,000円</u>	再度の任用	2年目	<u>300,000円</u>
	3年目	<u>355,000円</u>		3年目	<u>325,000円</u>
	4年目、5年目	<u>360,000円</u>		4年目、5年目	<u>330,000円</u>

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の内容

(1) 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）に伴う改正

① 国民健康保険の保険料の賦課限度額を65万円から66万円に引き上げ（第18条の6、第22条第1項、第22条第3項及び同条第4項、第22条の4第1項、第3項、第4項、第5項、第7項及び第8項）

後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を24万円から26万円に引き上げ（第18条の6の12、第22条第3項、第22条の4第3項及び第7項）

② 低所得者の保険料の減額に係る所得判定基準の変更（第22条第1項第2号及び同項第3号）

低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5千円から56万円に引き上げ

(2) 保険料率の改定

北海道の示す令和7年度国民健康保険料標準保険料率に合わせて保険料率の改定を行う。（第18条第1項第1号、同条同項第3号及び第4号、第18条の6の6第1項第1号、同条同項第3号及び第4号、第18条の11第1項第1号、同条同項第3号及び第4号）

【令和7年度】

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療費給付分	8.74%	30,514円	30,287円	66万円
後期高齢者支援金分	2.61%	9,330円	9,261円	26万円
介護納付金分	1.96%	9,375円	7,354円	17万円

※所得割：加入者の所得から基礎控除額を差し引いた額に応じて計算
資産割廃止に伴う激変緩和措置のための基金繰入を考慮

※均等割：加入者一人あたりの額

※平等割：1世帯あたりの額

【参考】令和6年度実績

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療費給付分	7.58%	31,922円	37,732円	65万円
後期高齢者支援金分	2.54%	10,754円	12,711円	24万円
介護納付金分	1.84%	12,323円	10,554円	17万円

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第18条 被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割</p> <p>第15条第1項の所得割の保険料率は100分の<u>8.74</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被保険者均等割</p> <p>第14条第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,514円</u>とする。</p> <p>(4) 第14条第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日</p>	<p>第1条～第17条 (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第18条 被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割</p> <p>第15条第1項の所得割の保険料率は100分の<u>7.58</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被保険者均等割</p> <p>第14条第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,922円</u>とする。</p> <p>(4) 第14条第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。))以外の世帯 <u>30,287円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>15,143円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>22,715円</u></p>	<p>の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。))以外の世帯 <u>37,732円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>18,866円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>28,299円</u></p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第18条の2～第18条の5の2 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>	<p>第18条の2～第18条の5の2 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>
<p>第18条の6 第14条の基礎賦課額は、<u>6万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第18条の6 第14条の基礎賦課額は、<u>5万円</u>を超えることができない。</p>
<p>第18条の6の2～第18条の6の5 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>第18条の6の2～第18条の6の5 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第18条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第18条の6の4の所得割の保険料率は100分の<u>2.61</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第18条の6の3の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,330円</u>とする。</p> <p>(4) 第18条の6の3の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,261円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>4,630円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>6,945円</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第18条の6の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第18条の6の4の所得割の保険料率は100分の<u>2.54</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第18条の6の3の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,754円</u>とする。</p> <p>(4) 第18条の6の3の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,711円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>6,355円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>9,533円</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>第18条の6の7～第18条の6の11 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>	<p>第18条の6の7～第18条の6の11 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>
<p>第18条の6の12 第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第18条の6の12 第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。</p>
<p>第18条の7～第18条の10 (略)</p>	<p>第18条の7～第18条の10 (略)</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>て得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>30万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる</p>	<p>て得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>29万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>56万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の</p>	<p>ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>54万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p>	<p>料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、前項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>第22条の2・第22条の3 (略)</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p>	<p>第22条の2・第22条の3 (略)</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p>
<p>第22条の4 当該年度において、世帯に 出産被保険者(国民健康保険法施行令 第29条の7第5項第8号に規定する出 産被保険者をいう。以下同じ。)があ る場合における当該世帯の納付義務 者に対して課する保険料の賦課額の うち基礎賦課額は、第14条の基礎賦 課額から、次の各号の合算額を減額 して得た額(当該減額して得た額が<u>6 6万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)と する(第5項に掲げる場合を除く)。</p>	<p>第22条の4 当該年度において、世帯に 出産被保険者(国民健康保険法施行令 第29条の7第5項第8号に規定する出 産被保険者をいう。以下同じ。)があ る場合における当該世帯の納付義務 者に対して課する保険料の賦課額の うち基礎賦課額は、第14条の基礎賦 課額から、次の各号の合算額を減額 して得た額(当該減額して得た額が<u>6 5万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)と する(第5項に掲げる場合を除く)。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金 等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第1項中「基礎賦</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金 等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第1項中「基礎賦</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減</p>	<p>5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>額後の第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。</p>	<p>額後の第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。 この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の6の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。 この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第6項中「第</p>	<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。 この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第6項中「第</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第18条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割</p> <p>第18条の8第1項の所得割の保険料率は100分の<u>1.96</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被保険者均等割</p> <p>第18条の8第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,375</u>円とする。</p> <p>(4) 世帯別平等割</p> <p>第18条の8第1項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,354</u>円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第18条の12～第21条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額し</p>	<p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第18条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割</p> <p>第18条の8第1項の所得割の保険料率は100分の<u>1.84</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被保険者均等割</p> <p>第18条の8第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,323</u>円とする。</p> <p>(4) 世帯別平等割</p> <p>第18条の8第1項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>10,554</u>円とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第18条の12～第21条 (略)</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額し</p>

厚真町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。	18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。

厚真町子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
本 則 (略)				本 則 (略)			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
団地名	住宅名	位置	種別	団地名	住宅名	位置	種別
かみあ つまき らりタ ウン	子育て 支援住 宅	勇払郡厚真 町字上厚真 544番地ほ か	地域優良 賃貸住宅	かみあ つまき らりタ ウン	子育て 支援住 宅	勇払郡厚真 町字上厚真 544番地ほ か	地域優良 賃貸住宅
ハート フルタ ウン		勇払郡厚真 町表町44番 地の4		ハート フルタ ウン		勇払郡厚真 町表町44番 地の4	
上厚真 あかり 団地		勇払郡厚真 町字上厚真 10番地3ほ か		上厚真 あかり 団地		勇払郡厚真 町字上厚真 10番地3ほ か	
上厚真 めいぶ るタウ ン		勇払郡厚真 町字上厚真 10番地5ほ か		上厚真 めいぶ るタウ ン		勇払郡厚真 町字上厚真 10番地5ほ か	
<u>上厚真</u> <u>エコタ</u> <u>ウン</u>		<u>勇払郡厚真</u> <u>町字上厚真</u> <u>18番地1</u>					

買取型子育て支援住宅整備事業 財産取得に関する資料

(1) 事業概要売買仮契約締結者

・事業概要

買取型子育て支援住宅整備に係る設計、施工を一括して行う事業者をプロポーザル方式において提案を募り、審査により優先交渉権者を選定し、業務内容等について基本協定で定め、設計及び調査を行ない、設計成果について町の確認を経て、買取予定価格を定め、本協定を締結する。その後、施工し、完成後に町の完成検査を経て、町が住宅を買取る事業である。

・本協定締結者

本協定締結日 : 令和 6年10月21日

本協定締結者名 : 大鎮キムラ建設株式会社

(2) 設計概要

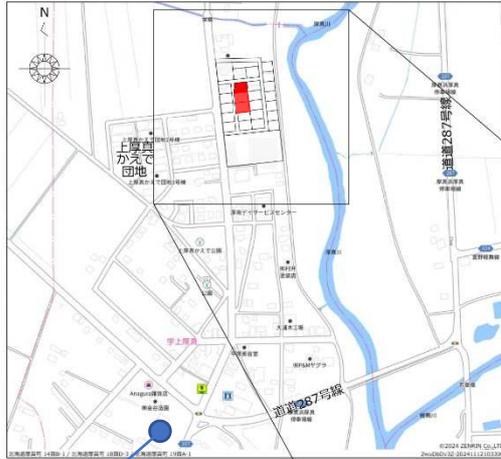
①	施設整備場所	勇払郡厚真町字上厚真 18-1 の内
②	施設用途等	地域優良賃貸住宅 (子育て支援住宅) 3 棟
③	規模・構造等	木造 平屋建 延床面積 : 109.72 m ²
		木造 2階建 延床面積 : 105.16 m ²
		木造 2階建 延床面積 : 101.84 m ²

(3) 買取予定価格

①	買取予定価格	96,800,000 円 (内、消費税相当額 8,800,000 円)
②	価格に含まれる内容	建築工事費一式、電気設備工事費一式 機械設備工事費一式、外構工事費一式 設計費一式、工事監理費一式

買取型子育て支援住宅整備事業（1工区）

附近案内



厚南会館

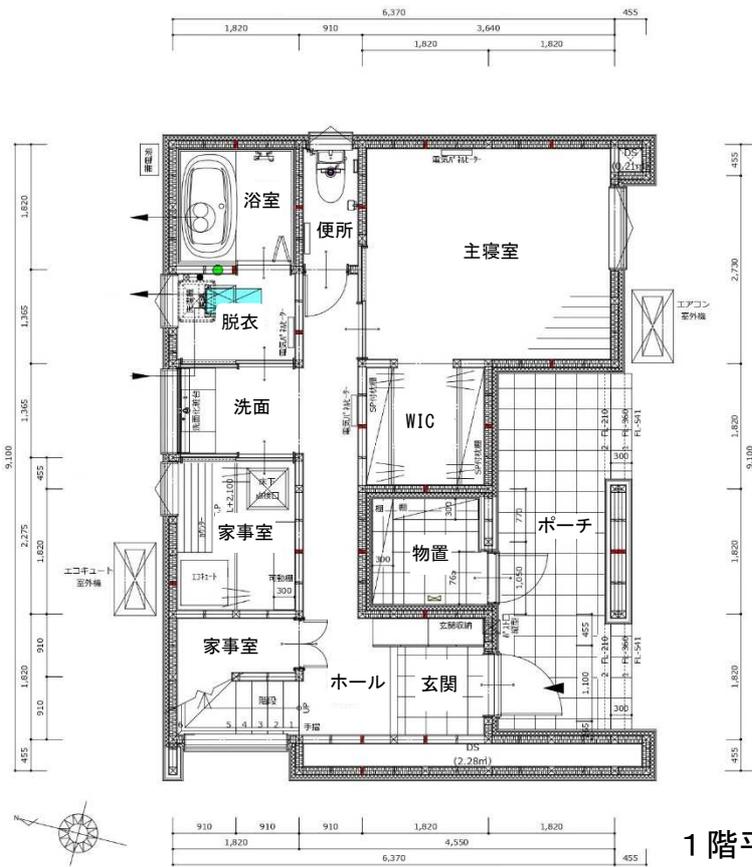
建設地：勇払郡厚真町上厚真 18-1 の内



平面図（A棟）

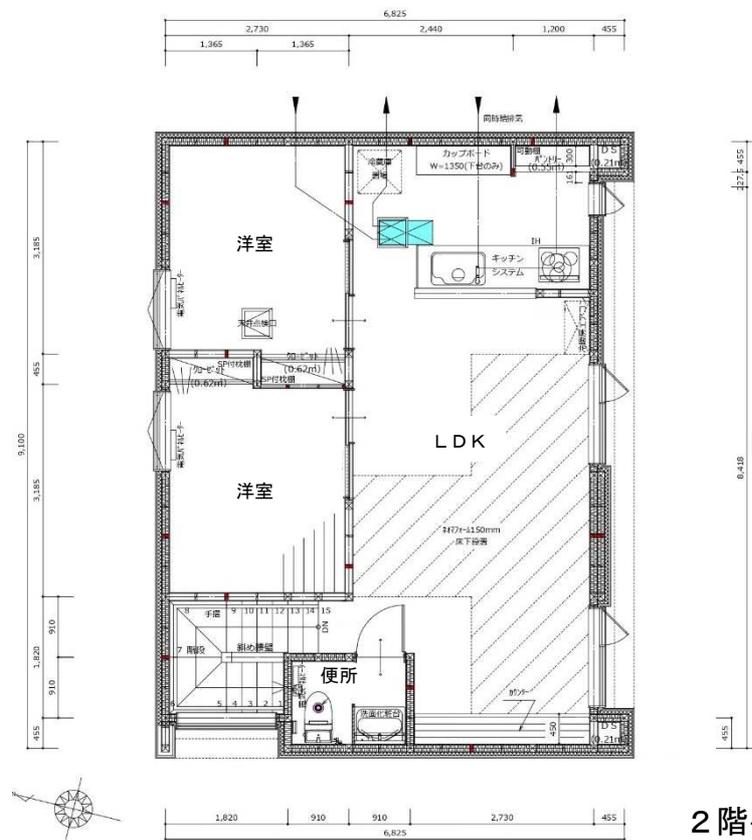
計画概要

工事名称	厚真町プロボータル第一工区A	
敷地概要	地名地番	北海道勇払郡厚真町上厚真18-1の内
	敷地面積	268.00㎡
	都市計画区域	都市計画区域内(市街化区域)
	用途地域	準工業地域
	防火地域	指定なし
	指定建蔽率	60.00%
	指定容積率	200.00%
	高さ制限	なし
	高度地区	-
	日影規制	-
	外壁の後退	なし
	風致地区	指定なし
	その他の指定	なし
建築概要	道路	前面道路 8m、接道長さ 16m
	構造	木造在来軸組工法
	階数	1階建て
	最高高さ	4.270m
	軒高さ	3.445m
	建築面積	115.72㎡
	1階床面積	109.72㎡
	延床面積	109.72㎡
	容積対象床面積	109.72㎡
建蔽率	43.18%	
容積率	40.95%	

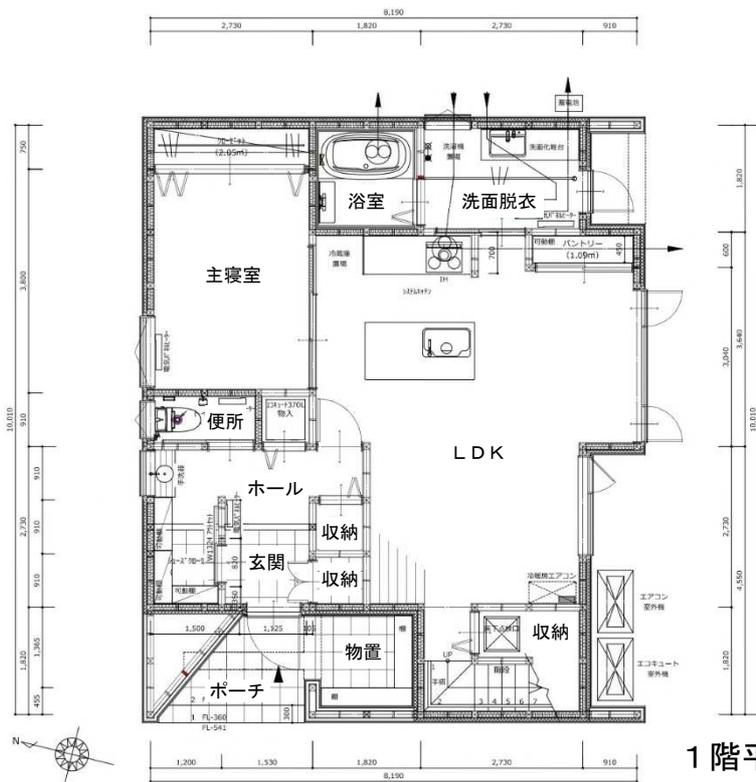


1階平面図 (B棟)

計画概要		
工事名称	厚真町プロポーザル第一区B 新築工事	
敷地概要	地名地番	北海道勇払郡厚真町字上厚真18-1の内(2)
	敷地面積	270.00㎡
	都市計画区域	都市計画区域内(市街化区域)
	用途地域	準工業地域
	防火地域	指定なし、法第22条区域
	指定建蔽率	60.00%
	指定容積率	200.00%
	高さ制限	なし
	高度地区	-
	日影規制	-
外壁の後退	なし	
風致地区	指定なし	
その他の指定	なし	
道路	前面道路 8.000 m、換道長さ 15.000m	
建築概要	構造	木造在来軸組工法
	階数	2階建て
	最高高さ	7.372m
	軒高さ	6.325m
	建築面積	62.10㎡
	1階床面積	47.61㎡
	2階床面積	57.55㎡
	延床面積	105.16㎡
容積対象床面積	105.16㎡	
建蔽率	23.00%	
容積率	38.95%	

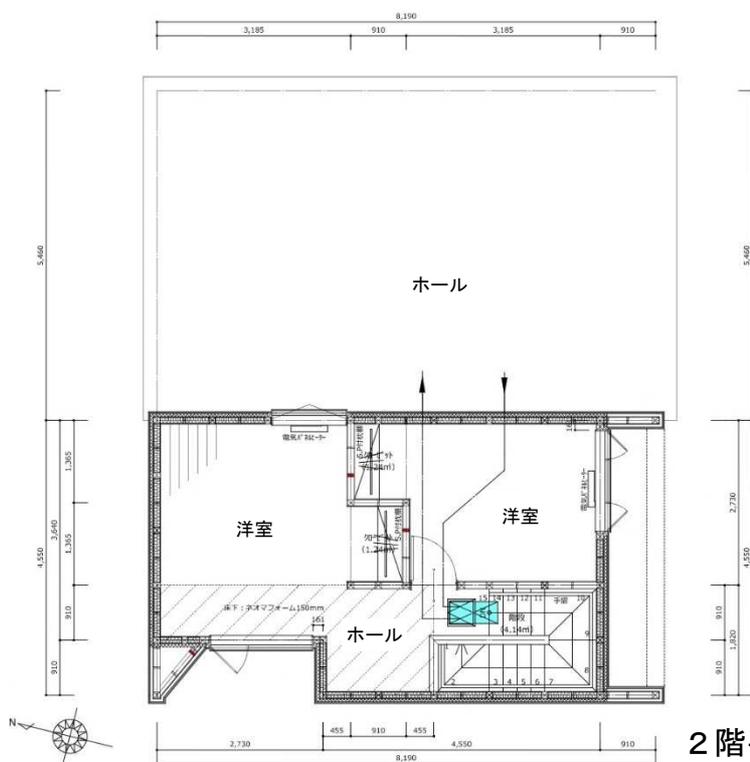


2階平面図 (B棟)

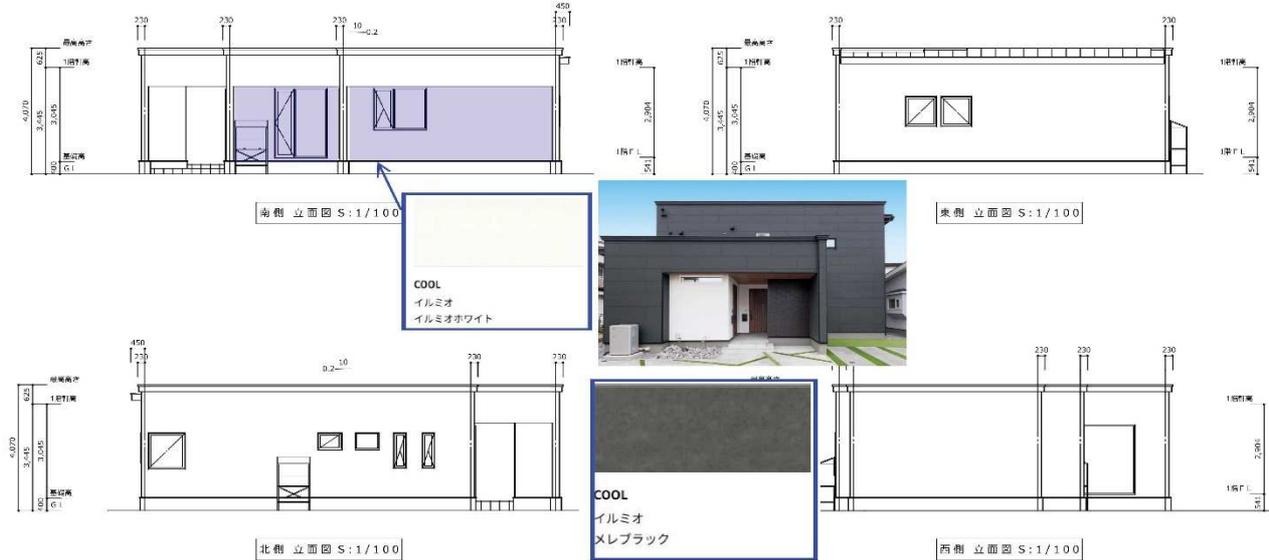


計画概要		
工事名称	厚真町アール・ガル第一工区C 新築工事	
敷地概要	地名地番	北海道勇払郡厚真町上厚真18-1の内
	敷地面積	270.00m ²
	都市計画区域	都市計画区域内(市街化区域)
	用途地域	準工業地域
	防火地域	指定なし
	指定建蔽率	60.00%
	指定容積率	200.00%
	高さ制限	なし
	高度地区	-
	日影規制	-
外壁の後退	なし	
風致地区	指定なし	
その他の指定	なし	
道路	前面道路 8 m、接道長さ 15 m	
建築概要	構造	木造在来軸組工法
	階数	2階建て
	最高高さ	7.502m
	軒高さ	6.325m
	建築面積	81.98m ²
	1階床面積	71.21m ²
	2階床面積	30.63m ²
	延床面積	101.84m ²
	容積対象床面積	101.84m ²
	建蔽率	30.37%
容積率	37.72%	

1階平面図 (C棟)



2階平面図 (C棟)



厚真町プロポーザル第一工区A		株式会社 大志 建設株式会社 〒070-0001 北海道厚真町南1丁目1番1号 TEL:0114-22-1116 FAX:0114-22-1116 〒070-0001 北海道厚真町南1丁目1番1号 代表者 北川 隆雄 取締役 藤田 雄一	作成	2024/11/04	内容	立面図	シート	04
			縮尺	1/100				



厚真町グローバル第一工区B	大森組株式会社 〒070-0001 北海道厚真町南1条1丁目1番1号 TEL:0114-22-1111 FAX:0114-22-1100 代表取締役 伊藤 隆雄 代表取締役 伊藤 隆雄 代表取締役 伊藤 隆雄 代表取締役 伊藤 隆雄	日付: 2024/11/26 図名: 立面図 縮尺: 1/100	図番: 05
---------------	--	--	--------



厚真プロポーザル 第一工区C 新築工事	大島キムラ建設株式会社 大島キムラ建設株式会社 TEL:044-72-1146 FAX:044-72-1150 〒044-0201 北海道厚真町 大島キムラ建設株式会社 二級建築士 北沢誠太郎 専任 0000116 豊田 康子	日付	2024/11/04	図名	立面図	縮尺	1/100	シート	05
		図番		縮尺					

買取型子育て支援住宅整備事業 財産取得に関する資料

(1) 事業概要売買仮契約締結者

・事業概要

買取型子育て支援住宅整備に係る設計、施工を一括して行う事業者をプロポーザル方式において提案を募り、審査により優先交渉権者を選定し、業務内容等について基本協定で定め、設計及び調査を行ない、設計成果について町の確認を経て、買取予定価格を定め、本協定を締結する。その後、施工し、完成後に町の完成検査を経て、町が住宅を買取る事業である。

・本協定締結者

本協定締結日 : 令和 6年10月21日

本協定締結者名 : 武山・リウム・アカサカ共同企業体

代表企業 有限会社 武山工務店

構成企業 株式会社 リウムアーキテクト

株式会社 アカサカシンイチロウアトリエ

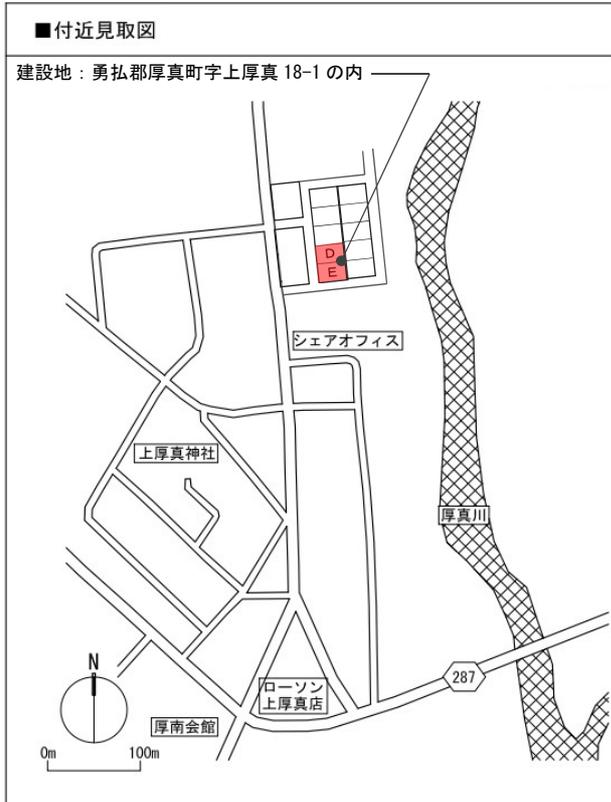
(2) 設計概要

①	施設整備場所	勇払郡厚真町字上厚真 18-1 の内
②	施設用途等	地域優良賃貸住宅（子育て支援住宅） 2棟
③	規模・構造等	木造 平屋建 延床面積： 102.37 m ²
		木造 平屋建 延床面積： 102.37 m ²

(3) 買取予定価格

①	買取予定価格	67,980,000 円 (内、消費税相当額 6,180,000 円)
②	価格に含まれる内容	建築工事費一式、電気設備工事費一式 機械設備工事費一式、外構工事費一式 設計費一式、工事監理費一式

買取型子育て支援住宅整備事業（2工区）

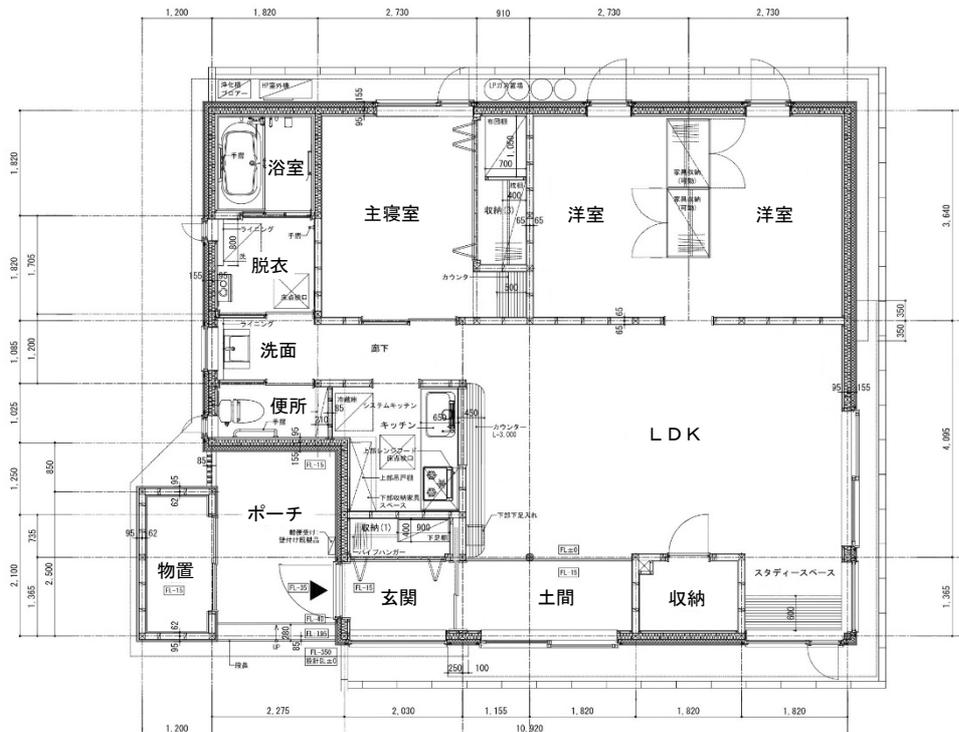


■建築概要

工事名称	厚真町子育て支援住宅整備事業(2工区D・E棟)
地名地番	勇払郡厚真町字上厚真18-1の内
住居表示	---
工事種別	新築工事
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	第1種住居地域
防火地域	指定なし（法22条地域）
構造・規模	木造・平屋
建物用途	住宅（子育て支援賃貸住宅）

■面積概要

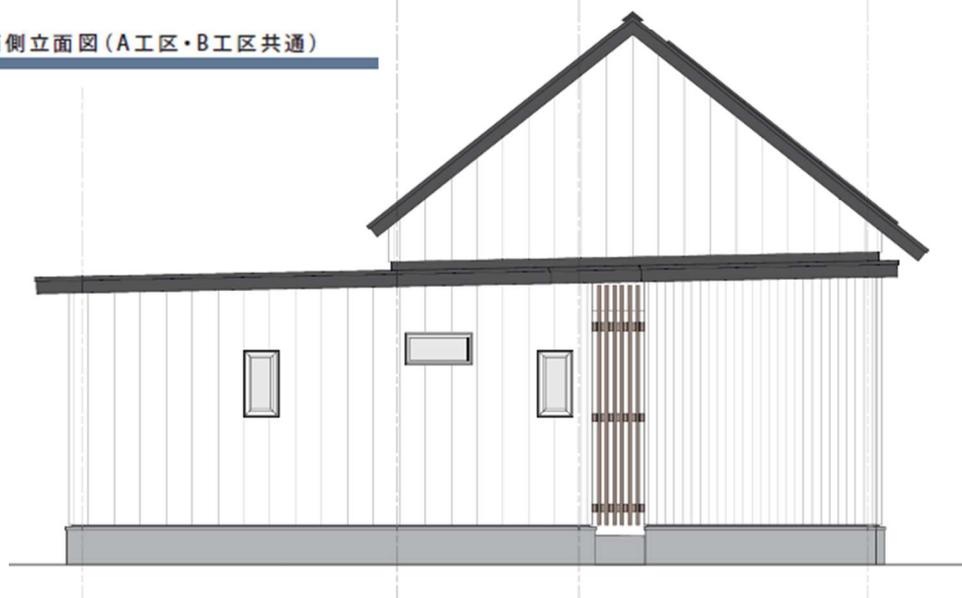
敷地面積	697.50 m ² (E棟:695.50 m ²)
建築面積	102.37 m ²
延床面積	102.37 m ²
容積対象延床	102.37 m ²
指定建蔽率	60.00 %
指定容積率	200.00 %
建蔽率	14.68 % (E棟:14.72 %)
容積率	14.68 % (E棟:14.72 %)
最高高さ	6.435 m
最高軒高	4.050 m



平面図（D・E棟）



西側立面図 (A工区・B工区共通)



南側立面図 (A工区・B工区共通)



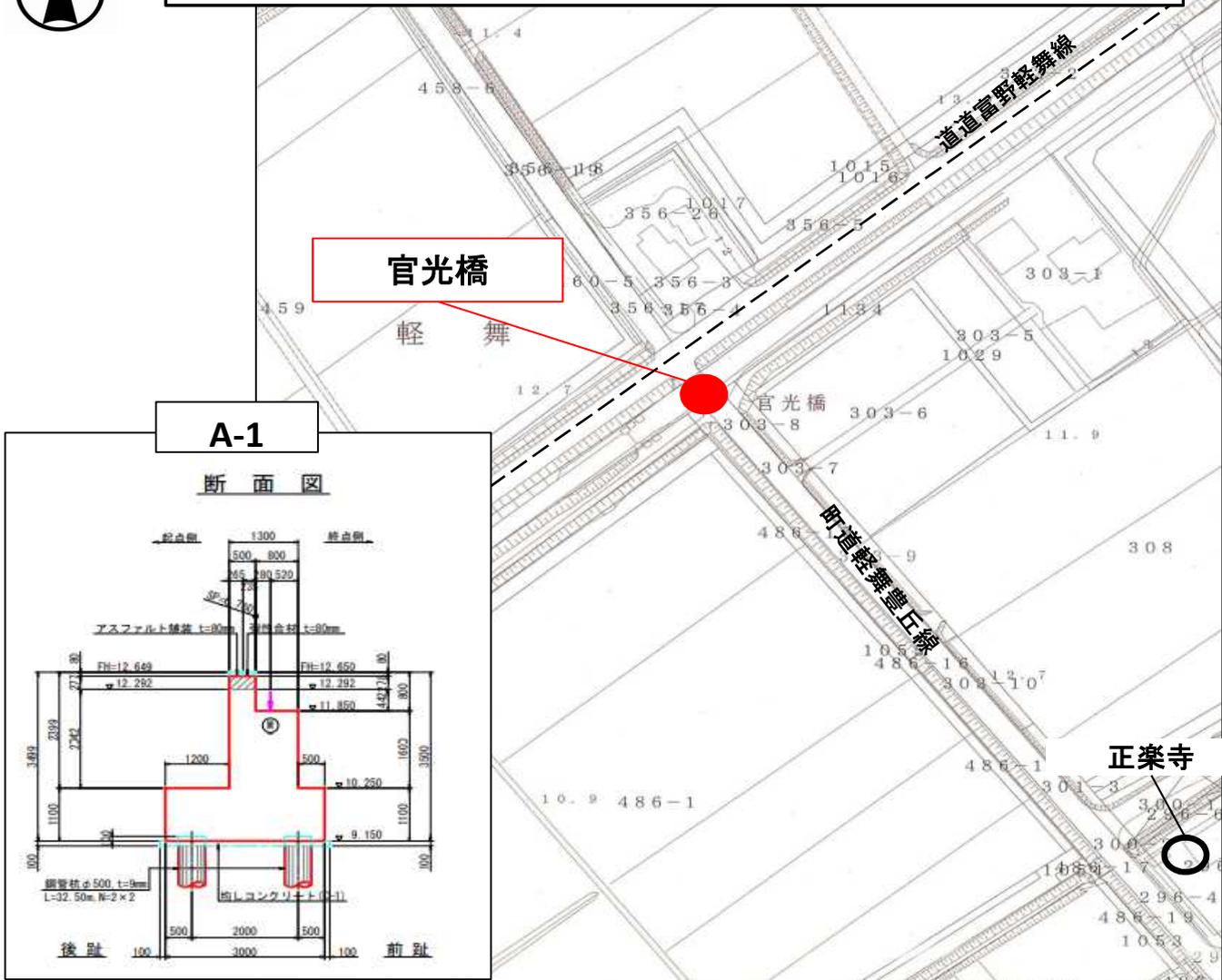
町道軽舞豊丘線官光橋架替工事(下部工)

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
変更前	橋台下部工 2基 鋼管杭 A-1 4本・A-2 6本 構造物取壊し工 95m ³ 土留・仮締切工 47枚 仮水路工 1式	95,260,000円	令和6年9月2日 ～ 令和7年3月10日
変更後	概要変更なし	95,689,000円	工期変更なし

現場発生土の運搬箇所の変更及び、仮設材(大型土のう)の数量変更 229,000円増

撤去工の実績による数量変更(アスファルト殻・コンクリート殻) 200,000円増

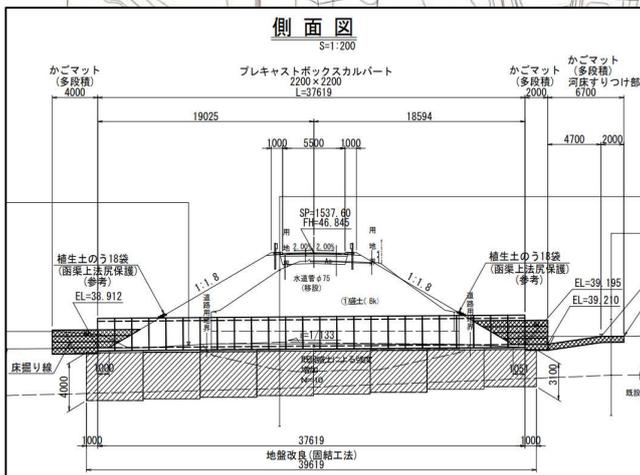
町道軽舞豊丘線官光橋架替工事(下部工) 位置図



令和6年度 町道幌内左岸線道路改良舗装工事

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
変更前	工事延長 L=105m SP1478~SP1583 路盤工 t=82cm A=630m ² アスファルト安定処理 t=5cm A=630m ² 地盤改良工 V=867m ³ 函渠工 L=37.6m	137,720,000円	令和6年9月20日 ~ 令和7年3月21日
変更後	工事延長 L=105m SP1478~SP1583 路盤工 A=0m ² アスファルト安定処理 A=0m ² 地盤改良工 V=867m ³ 函渠工 L=37.6m	140,921,000円	工期変更なし

現場発生土を再利用し道路改良を予定していたが、凍土や不良土が試験により確認された為、品質に影響が出ることから路盤工及びアスファルト安定処理の施工を減とした。(8,314,000円 減)
 仮設道路工の施工に伴い、盛土材に不良土が確認された為、盛土材の一部を購入土へ変更を実施する。
 (11,515,000円 増)



町道表町バイパス線道路改良舗装工事

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
工事概要	工事延長 L=445.07m 工事幅員 W=10.5m(車道8.0m、歩道2.5m) 舗装 t=12cm(3層) 路盤工 t=70cm 排水工 一式 地盤改良工 一式	178,860,000円	契約締結日の翌日 ~ 令和7年2月28日 契約締結日の翌日
工事概要	概要変更なし	182,138,000円	~ 令和7年3月21日

地区排水管渠の流末としての管渠として道路横断管渠を設置するもの(2,534千円の増)

公安委員会との協議に基づき起点交差点部において道路警戒標識および道路分離標の設置を行うもの(826千円の増)

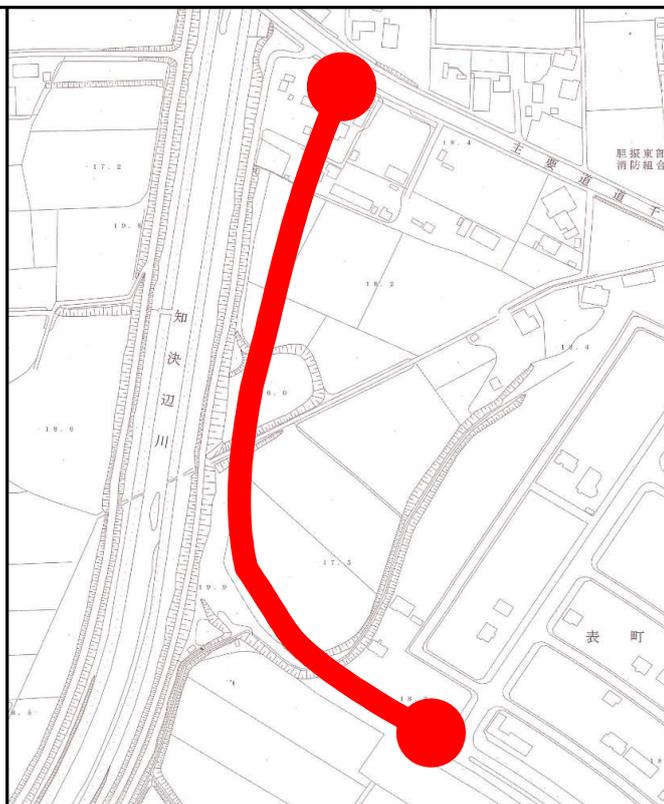
道路縁石について歩道部の排水を円滑に行うため排水穴のある縁石を設置するもの(735千円の増)

背後地や地権者との協議の結果取付道路を本工事に追加して施工するもの(692千円の増)

工事により発生する産業廃棄物(アスファルト殻、コンクリート殻)について精査するもの(1,509千円の減)

外側線の施工を厳冬期に行うことが困難であるため工期を延長し施工するもの

町道表町バイパス線道路改良舗装工事 位置図



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	3	項	1	目	1	事業	1422
事業名	低所得世帯給付金支給事業			所管G		福祉G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
16,275	16,275								
<p>◆ 補正の目的</p> <p>定額減税にかかる当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して、その差額を支給するもの。</p>									
								別添資料	無
<p>◆ 事業の概要</p> <p>1 支給対象 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額（不足額給付時調整給付所要額）と、当初調整給付額との間で差額が生じた者</p> <p>2 支給見込人数 800人</p> <p>3 支給額 不足額給付時調整給付所要額－当初調整給付額（R6支給済）＝ 不足額給付額 ※端数は1万円単位に切り上げ</p> <p>4 支給開始時期 令和7年6月以降（予定）</p> <p>5 予算額内訳 （1）不足額給付金 12,000千円 （2）事務費（システム改修費等）4,275千円</p>									

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	2	事業	453
事業名	経営体育成事業			所管G			農業G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
37,705		37,705							
<p>◆ 補正の目的</p> <p>地域計画が策定されている地域において、省力化技術の導入や、化石燃料・化学肥料の使用量の低減など意欲的な取組により、経営構造の転換・経営発展を図ろうとする担い手が、融資を活用するなどして農業用機械・施設を導入する際、補助金を交付することにより、主体的な経営確立を支援する。</p>									
								別添資料	無
<p>◆ 事業の概要</p> <p>1 事業採択件数 2 件</p> <p>2 整備内容 トラクター、コンバイン、アタッチメント（リバーシブルプラウ等） 11台</p> <p>3 事業費 総事業費 83,501千円 うち補助金 37,705千円（補助率：1／2以内）</p>									

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	3	目	1	事業	1212
事業名	漁業振興事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
1,750					1,750				
<p>◆ 補正の目的</p> <p>漁船に搭載しているエンジンについて、近年、物価高騰等の要因により値上がりしているため、組合員の負担軽減を目的とするとともに、脱炭素及びGXに資するエンジン更新に係る経費の一部を補助する。</p>									
								別添資料	無
<p>◆ 事業の概要</p> <p>1 漁業機器等購入補助金</p> <p>鵜川漁業協同組合に属する厚真町に居住する組合員に対し、漁獲に必要な機器（エンジン）を更新する際に必要な経費の一部を補助し、漁船の長寿命化を図る。</p> <p>(1) 補助対象者 厚真町に住所を有する鵜川漁業協同組合員</p> <p>(2) 補助要件 国の競争力強化型機器等導入緊急対策事業に採択されていること。 (省力・省コスト化に資する機器転換を図る場合、2分の1以内で補助)</p> <p>(3) 補助対象経費 組合員が保有する漁船（4.9tクラス）のエンジン更新に係る経費</p> <p>(4) 補助金額 対象経費の5%の額（エンジン1台あたり上限1,000千円）</p> <p>(5) 補正額 1,750千円（35,000千円×0.05） ※令和6年度、組合員が保有する漁船2隻のエンジンを更新し、2隻合わせた経費は35,000千円</p>									

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	201
事業名	一般管理事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
7,700				7,700			頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金(企業版ふるさと納税)		
<p>◆ 補正の目的</p> <p>企業版ふるさと納税の寄附金を受け、本町の地域資源を活用した新たな観光コンテンツ開発及び既存コンテンツの情報発信力強化等により、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図る。</p>									
								別添資料	無
<p>◆ 事業の概要</p> <p>1 事業名 資源活用型・情報発信事業補助金 7,700千円 ア 森林を活用した「体感型企業研修コンテンツ」の開発 多様な林業人材が集う強みを活かし、新たな体感型コンテンツを開発 イ デジタル技術による情報発信 厚真町版メタバース空間（インターネット上に構築された3次元の仮想空間）を作成し、町の情報発信の新たなツールとして活用する。 なお、デジタル技術導入による情報発信を行う上で、既存コンテンツとの接続や観光情報等が必要であることから、町及び(一社)厚真町観光協会等と連携しながら実施する。</p> <p>2 補助団体 ATSUMANOKI96</p>									

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	3	事業	1271
事業名	起業推進事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
722					722				

◆ 補正の目的

起業に向けた取り組みを支援するため起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減することにより、新たな起業への取り組みを奨励し、それをもって地域経済の活性化を図る。

別添資料	無
------	---

◆ 事業の概要

起業化支援事業補助金

(1) 補助対象者

- ア 起業を予定している者または起業後3年経過していない者
- イ 厚真町内に住所を有している個人または法人登記簿上の本社所在地を厚真町内に置く法人

(2) 補助率

1/2以内

(3) 補助限度額

2,000千円（空き店舗を活用した場合は、2,500千円）

(4) 補助対象期間

- ア 事業計画の認定を受けた日から起算して次に迎える3月31日まで
- イ 複数年事業計画の認定を受けている場合は2年目、3年目ともに4月1日から3月31日まで

(5) 新規申請

1件 2,000千円（1年度目1,400千円、2年度目600千円）

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	9	項	1	目	2	事業	1427
事業名	避難所生活環境向上事業			所管G		情報防災G			
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
26,711	13,300				13,411				
<p>◆ 補正の目的</p> <p>国において令和6年度補正予算で新設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、不足している災害備蓄品の充足と震災の教訓をもとにした新たな視点での資機材を導入し、大規模災害時における避難所の生活環境の改善を図るもの。</p>									
								別添資料	無
<p>◆ 事業の概要</p> <p>1 防災備蓄品・資機材の購入 26,711千円 学校等を中心とした大型避難所5箇所を中心に、トイレ、キッチン（食事）、ベッド（住環境）と寒冷地における暖房設備の視点から避難所における生活環境の改善を図る。併せて、購入する資機材は平時における防災訓練や啓発活動等において活用する。</p> <p>(1) トイレ環境の改善 6,294千円 「厚真町災害時備蓄計画」に則り、自動ラップシステム式簡易トイレの不足分20台の購入</p> <p>(2) 食事提供環境の向上 3,801千円 調理施設から避難所へ食事を運搬した際の保温・保冷の課題に対して充電式保冷温庫16台を導入することで、食事提供環境の向上を図る。</p> <p>(3) 避難所における居住空間の改善 10,826千円 避難所におけるプライバシーの確保と感染症対策の目的から、プライベートルームテントの不足分（60張）の購入と、新たにテント式パーティション（162張）を導入することで、居住空間のレイアウトを再構築する。</p> <p>(4) 大型避難空間における暖房施設の導入 5,790千円 冬期の停電時を含めた寒さ対策として、ダクトヒーター（10台）を導入し、効率的、効果的な暖房を実現する。</p>									

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	15	項	1	目	1	事業	1106
事業名	農業施設等災害復旧事業			所管G			農業農村整備G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源	※その他の内訳			
12,167					12,167				

◆ 補正の目的

令和6年8月27日の大雨により農業施設等に被災された方に対し補助金の交付等、緊急に必要な措置を実施するため、「災害復旧事業特別要綱」を制定し、被災者の生活安定及び生産基盤の早期復旧を図ることを目的とする。

別添資料	有
------	---

◆ 事業の概要

1 対象事業補助率

農業用施設等の災害復旧事業

事業費が50万円以下	75%
事業費が50万円を超え100万円以下	85%
事業費が100万円を超える	90%

2 事業実施主体 厚真町土地改良区

3 被災位置及び被災状況

別添のとおり

4 事業費

(1) 災害復旧事業費	13,164,000円
(2) 補助金	11,600,000円
(3) 委託料	567,000円

令和6年8月27日の大雨災害による農業施設等災害復旧概要

1. 災害被災地域

梶内、富里、高丘、桜丘、朝日、本郷、梶里、宇隆、美里、豊沢、軽舞

2. 災害復旧概要

(単位:箇所、m、ha、千円)

区分	被災種別	農地			水路工			明・暗きょ排水			その他農道、堰等			合計		
		戸数	面積(ha)	事業費	戸数	延長(m)	事業費	戸数	延長(m)	事業費	戸数	延長(m)箇所	事業費	戸数	事業費	補助金
第1回	水田							3	170	3,600	3	農道 70m	1,700	6	5,300	3,755
	畑										2	農道 80m	2,200	2	2,200	1,870
	計	0	0	0	0	0	0	3	170	3,600	5	農道 150m	3,900	8	7,500	5,625
第2回	水田	12	24.17	35,198	10	1,542	8,600	16	2,050	9,220	15	農道 611m 堰 13箇所	10,803	53	63,821	56,555
	畑	3	0.30	3,200	1	20	250	1	50	250	11	農道 489m	2,647	16	6,347	5,166
	計	15	24.47	38,398	11	1,562	8,850	17	2,100	9,470	26	農道1,100m 堰 13箇所	13,450	69	70,168	61,721
第3回	水田							2	1,010	10,004				2	10,004	8,982
	畑	1	2.59	2,844				1	50	316				2	3,160	2,618
	計	1	2.59	2,844				3	1,060	10,320				4	13,164	11,600
補正後計		16	27.06	41,242	11	1,562	8,850	23	3,330	23,390	31	農道1,250m 堰 13箇所	17,350	81	90,832	78,946

3. 災害復旧対策補助(農業施設等被災に対する災害復旧特別要綱)

◎ 災害復旧にかかる事業費に対し、累進加算的に補助率を嵩上げる。

(1件(戸)当り)	・事業費	50万円以下の部分	75%
	・事業費	50万円を超え100万円以下の部分	85%
	・事業費	100万円を超える部分	90%

- (算出例)
- ・事業費 50万円の場合(50万円×75%=**37万5千円**)
 - ・事業費 100万円の場合(50万円×75%+50万円×85%=**80万円**)
 - ・事業費 150万円の場合(50万円×75%+50万円×85%+50万円×90%=**125万円**)

